平成２１年（フ）第１９１号
徳島県板野郡藍住町住吉字若宮150番地７
債務者　野田　光代
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９７号
徳島県名西郡神山町神領字本小野373番地
債務者　尾木原　充
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９８号
徳島県名西郡神山町神領字本小野373番地
債務者　尾木原惠美子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０８号
徳島県板野郡上板町神宅字北原53番地９
債務者　加持　誠二
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１２号
徳島市助任本町１丁目６番地
債務者　林　　竜也
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１３号
徳島県阿波市市場町市場字上野段301番地８
債務者　谷　　宏司
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２０号
徳島市名東町２丁目５番地の１
債務者　俵谷　直樹
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２１号
徳島県鳴門市瀬戸町明神字下本城200番地３
債務者　大西　栄子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３号
高知県四万十市勝間1220番地
債務者　森島　未行
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第３８号
高知県幡多郡大月町大字弘見3961番地163、住民票上の住所高知県幡多郡大月町大字弘見3961番地
債務者　安田　　誠
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第２４７号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄6608番地　町住十日町西幸団地46―５―31
債務者　森崎　啓生
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８７号
宮崎郡清武町加納２丁目43番地　ノビリティ広栄ビル５―302、住民票上の住所宮崎郡清武町大字加納甲3004番地266
債務者　永徳　育代
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２８８号
名古屋市北区萩野通１丁目19番地の１　メゾン萩野601号
債務者　松浦　政典
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５１３号
愛知県豊明市新田町子持松12番地１　ピュアライフ新田103号
債務者　白井　勝美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８３号
山口県防府市大字田島1433番地の１　コプロス由優302号
債務者　福田　三行
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
山口市湯田温泉６丁目１番25号
債務者　堀本　栄一
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
山口市平井603番地34
債務者　信川　顕吾
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係